【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年8月14日提出
【計算期間】	第28期　（自　2019年11月16日　至　2020年5月15日）
【ファンド名】	アムンディ・りそなグローバル・ブランド・ファンド
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	青木　章人
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-9023
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とするCAグローバル・ブランド・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）受益証券に主として投資し、良好な収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

1.マザーファンドへの投資を通じて、主として世界のブランド企業の株式に投資します。

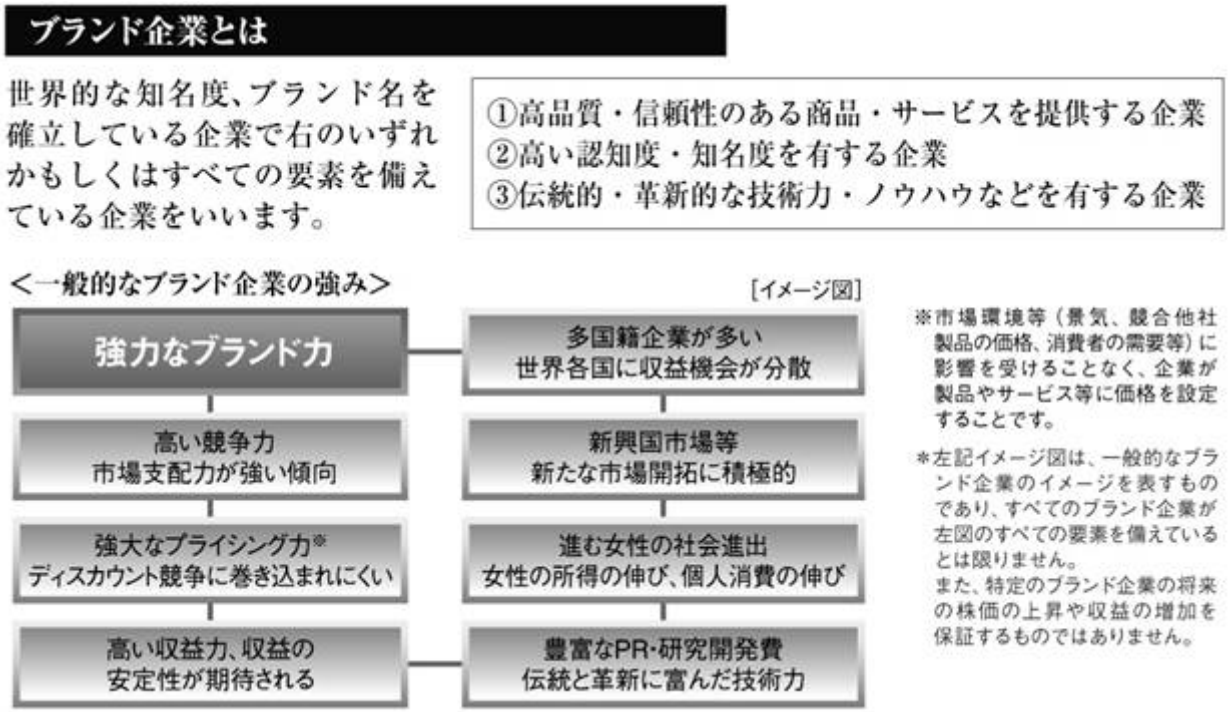

2.マザーファンドにおいては、個別銘柄選択を重視した運用を行います。

3.実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

TIARA

ブランド企業の魅力

魅力①　高い収益性

ブランド企業は、質の高い商品やサービスを提供しており、世界的な知名度・ブランド力が確立しています。競合会社が少ないため価格競争に巻き込まれにくく、価格決定力があることから高収益が期待できます。

魅力②　安定した顧客基盤

ブランド企業は、固定客（リピーター）を持ち、景気の好況・不況の影響を受けにくく、相対的に安定した収益力が期待できます。

魅力③　所得の増加による市場の拡大

アジアを中心に富裕層・中間所得層が増えています。質の高い商品やサービスを求める消費者が増えており、ブランド市場の拡大が期待されます。

※上記は、一般的なブランド企業の魅力です。ブランド企業の中には、知名度・ブランド力が相対的に低下したことから価格決定力がなくなり、収益性が低いブランド企業や、景気動向の影響を受けやすい企業もあることにご留意ください。また、アジア市場は、景気動向（景気減速等）の影響を受けて富裕層・中間所得層が増えない場合があります。

高収益と安定した顧客基盤

一般的に、ブランド市場は新規参入が難しく、競合会社が多くありません。ブランド企業は、値下げ競争に巻き込まれにくく価格決定力があり、高収益が期待できます。また、顧客基盤が安定しており、相対的に景気の影響を受けにくい収益構造となっています。

［イメージ図］

※上記は、一般的なブランド企業のイメージです。ブランド企業の中には、多くの競合会社がある業界でも、企業イメージや商品の質、販売力等から収益性が高い企業もあります。また、ブランド企業ではなくても、競合会社が少なく収益性の高い企業もあります。

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドは、ファミリーファンド方式※1で運用を行います。

【イメージ図】

※1　ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行います。

※2　マザーファンドにかかる運用指図の権限は、ＣＰＲアセットマネジメントに委託します。

〔ファンドの商品分類〕

ファンドは、追加型投信／海外／株式に属しています。

○商品分類表

単位型／追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	**海外**	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	**グローバル（日本を除く）**	**ファミリーファンド**	あり（　）
一般	**年2回**	日本		
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回	欧州		
債券	年12回	アジア		
一般	日々	オセアニア		
公債	その他（　）	中南米	ﾌｧﾝﾄﾞ・ｵﾌﾞ・ﾌｧﾝｽﾞ	**なし**
社債		アフリカ		
その他債券		中近東（中東）		
クレジット属性（　）		エマージング		
不動産投信				
その他資産※（投資信託証券（株式一般））				
資産複合				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

○商品分類の定義

・単位型／追加型

「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

・投資対象地域

「海外」……目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産（収益の源泉）

「株式」……目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分の定義

・投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（株式一般））」…目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式一般を投資対象とするものをいいます。

・決算頻度

「年2回」…目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域

「グローバル（日本を除く）」…目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を除きます）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態

「ファミリーファンド」…目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいいます。

・為替ヘッジ

「為替ヘッジなし」…目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式一般））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

***上記は、一般社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。**

（2）【ファンドの沿革】

2006年7月28日　信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2007年1月 4日　投資信託の振替制度へ移行

（3）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

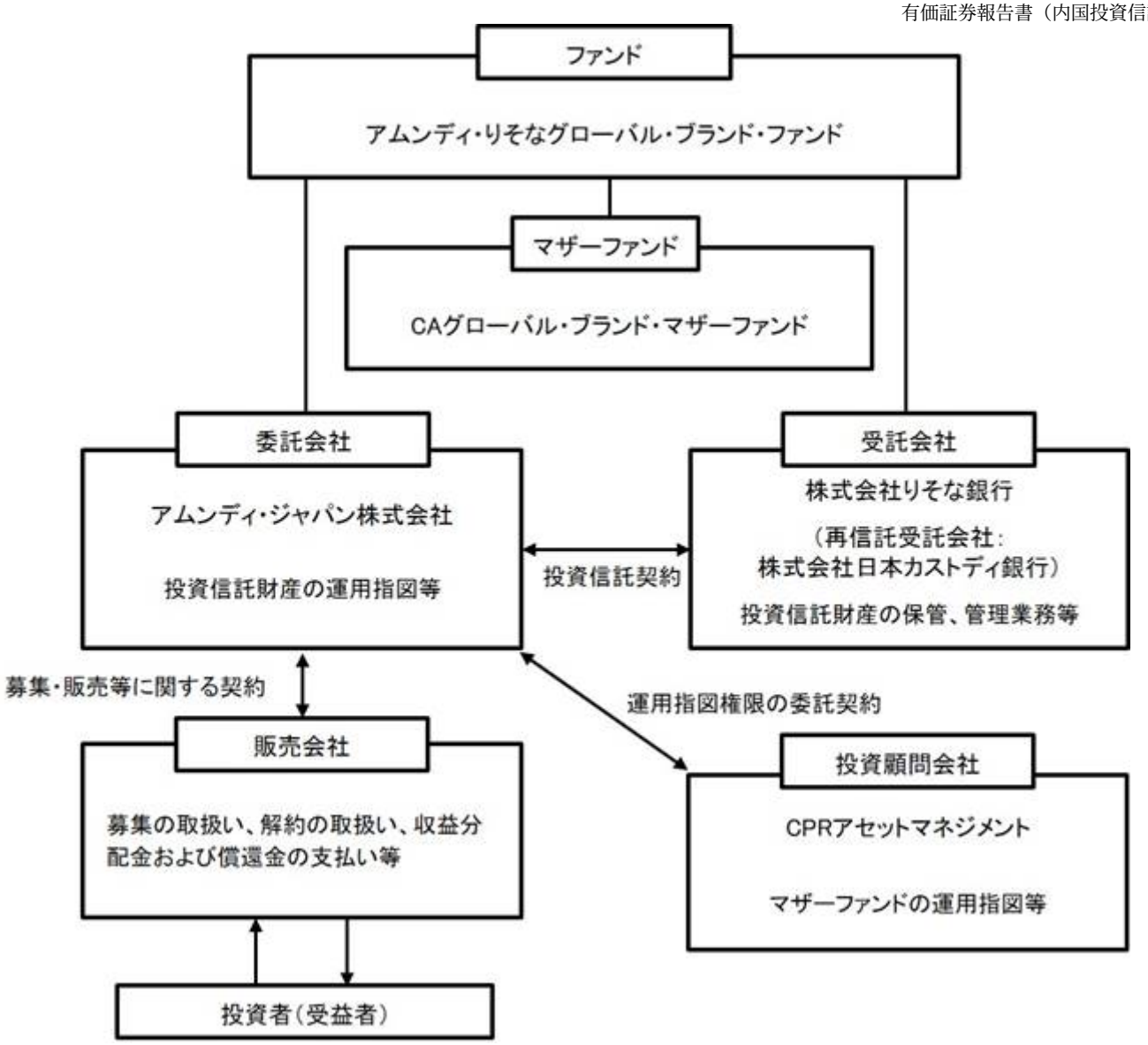

※1　信託契約
委託会社と受託会社との間において「信託契約(投資信託約款)」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2　募集・販売等に関する契約
委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金および償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

※3　運用指図の権限の委託契約
委託会社と投資顧問会社との間において締結しており、委託会社が投資顧問会社へマザーファンドの運用の指図権限を委託するに当たり、委託する業務の内容等を規定しています。

② 委託会社の概況

名　称　等	アムンディ・ジャパン株式会社 （金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日　山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日　山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日　山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日　証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日　りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日　金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日　クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大株主の状況	名　称	住　所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り90	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

2【投資方針】

（1）【投資方針】

ファンドは、マザーファンド受益証券に主として投資し、良好な収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、株式等に直接投資することがあります。

①日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とするマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界のブランド企業の株式に投資します。ブランド企業とは、世界的な知名度、ブランド名を確立している企業で、以下のいずれかもしくは全ての要素を備えている企業をいいます。

- **高品質・信頼性のある商品・サービスを提供する企業**
- **高い認知度・知名度を有する企業**
- **伝統的・革新的な技術力・ノウハウなどを有する企業**

②マザーファンドにおいては、個別銘柄選択を重視した運用を行います。

③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引、ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑥資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

《ファンドの運用プロセス》

ファンドの主要投資対象のマザーファンドにおける運用プロセスは、以下の通りです。なお、マザーファンドにかかる運用指図の権限は、ＣＰＲアセットマネジメント*に委託します。

＊ＣＰＲアセットマネジメントはアムンディ傘下の子会社であり、アムンディのテーマ株運用の中核的な運用会社です。

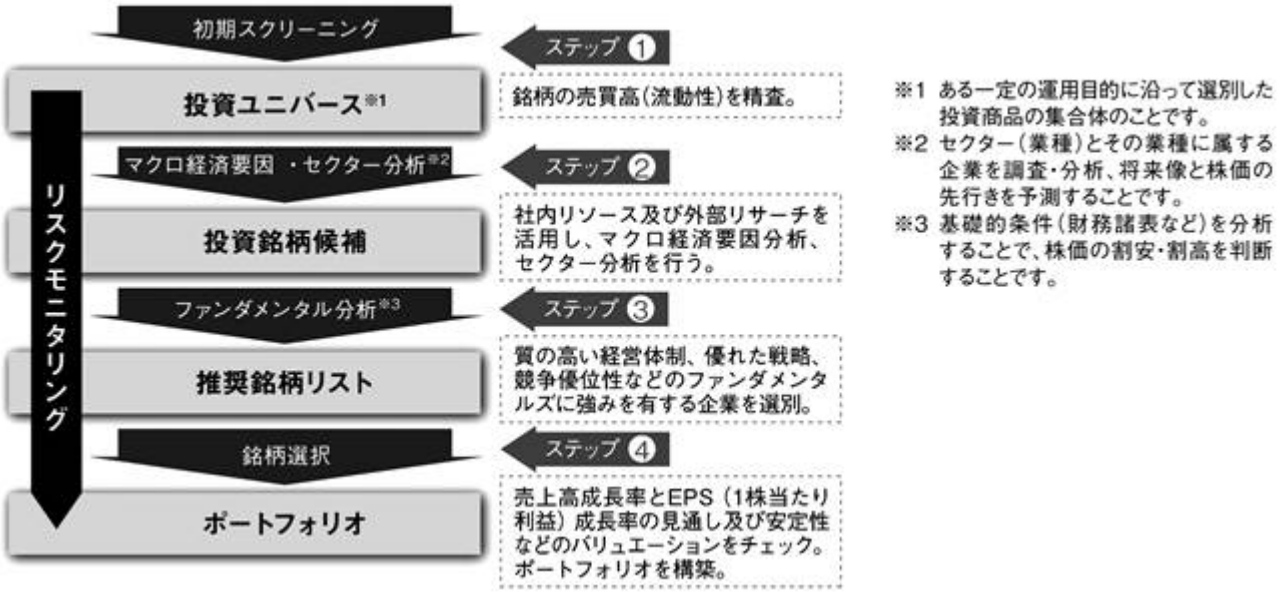

ステップ１ ： 初期スクリーニング

- MSCI コクサイ インデックスの構成銘柄を中心に、ファンドに関連する業種の銘柄（特に消費関連銘柄）を選別。
- 上記銘柄の売買高（流動性）を精査し、投資ユニバースを決定。

ステップ２ ： マクロ経済要因・セクター分析

社内リソースおよび外部リサーチを活用し、マクロ経済要因を分析後、以下の主要要因に基づきセクター分析を行い、投資銘柄候補を決定。

・消費者支出・信頼感　　・人口構造の変化　　・新しいコンセプト・傾向
・インフレ圧力　　・イールドカーブ　　・小売売上高
・ライフスタイルの変化による消費動向の変化（レジャー、クオリティ・オブ・ライフ（生活の質）、健康）

ステップ３ ： ファンダメンタル分析

以下の項目に強みを有する企業を選別し、推奨銘柄リストを決定。

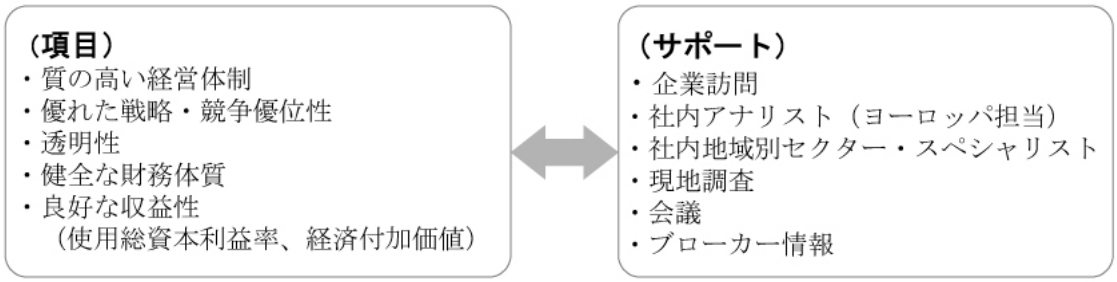

ステップ４ ： 銘柄選択

バリュエーションおよびポートフォリオ構築。

１．バリュエーション

以下の基準によるセクター内の相対的な個別銘柄のバリュエーション。

- 売上高成長率とEPS（一株当たり利益）成長率の見通しおよび安定性
- EV/EBITDA
- P/FCF
- PER
- PEG

２．ポートフォリオ構築

・サブ・セクター、時価総額、各国における銘柄選別

・分散および変動（ボラティリティ）のコントロール

＊運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①　投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

２）次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

②　有価証券の指図範囲

委託会社は、主としてCAグローバル・ブランド・マザーファンドの受益証券のほか、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます)に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．地方債証券

４．特別の法律により法人の発行する債券

５．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）

６．資産の流動化にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）

７．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）

８．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）

９．資産の流動化にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）

10．資産の流動化にかかる特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます）

11．コマーシャル・ペーパー

12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）および新株予約権証券

13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から12.の証券または証書の性質を有するもの

14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）

15．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ）で16.で定めるもの以外のもの

16．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.において同じ）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）

18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります）
19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
24. 外国の者に対する権利で23.の有価証券の性質を有するもの

なお、１.の証券または証書および13.ならびに19.の証券または証書のうち１.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、２.から６.までの証券ならびに16.の証券および13.ならびに19.の証券または証書のうち２.から６.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５.の権利の性質を有するもの

④　金融商品による運用の特例

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の１.から６.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

ファンドの主要投資対象となるマザーファンドの概要は、下記の通りです。

◆マザーファンド概要◆

CAグローバル・ブランド・マザーファンド

設定日：2006年7月28日（金）
投資顧問会社：ＣＰＲアセットマネジメント

１．運用の基本方針

この投資信託は、日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、良好な収益の獲得と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

２．運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①　日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とし、主として世界のブランド企業の株式に投資します。ブランド企業とは、世界的な知名度、ブランド名を確立している企業で、以下のいずれかもしくは全ての要素を備えている企業をいいます。

・高品質・信頼性のある商品・サービスを提供する企業

・高い認知度・知名度を有する企業
・伝統的・革新的な技術力・ノウハウなどを有する企業

② 個別銘柄選択を重視した運用を行います。
③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
④ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引、ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
⑤ 資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。
⑥ 当ファンドの運用指図の権限は、ＣＰＲアセットマネジメントに委託します。

(3) 主な投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
② 株式への投資割合には制限を設けません。
③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
⑧ 外国為替予約取引は信託約款の範囲で行います。

（３）【運用体制】

①投資戦略の決定および運用の実行

ＣＰＲアセットマネジメントをマザーファンドの投資顧問会社とし、委託会社は運用指図の権限を委託します。

②運用結果の評価

月次で開催するインベストメント・レビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下の通りとなっております。

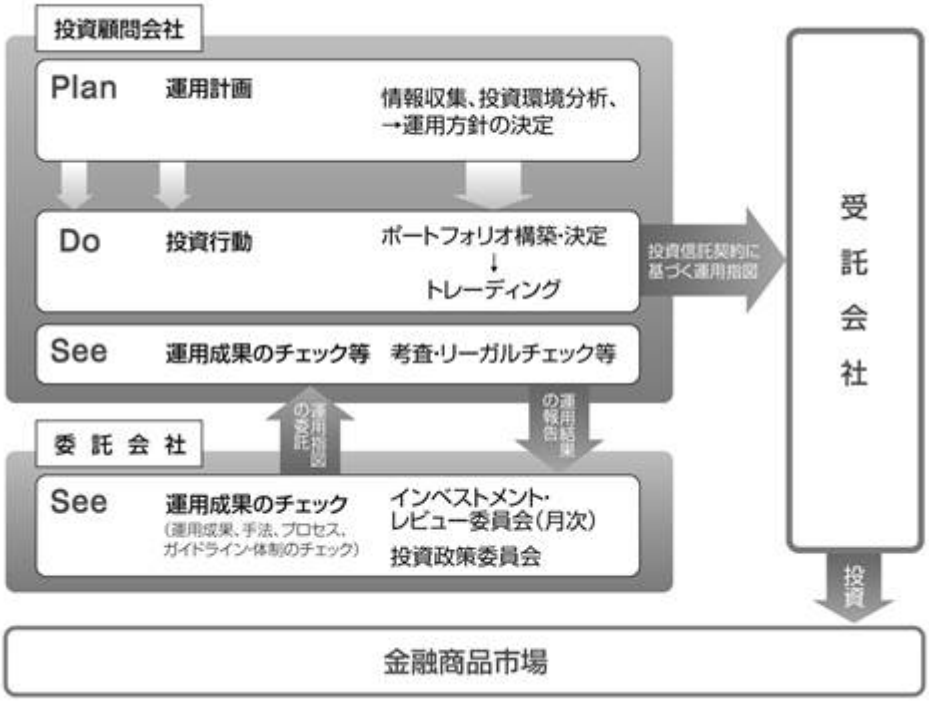

＊委託会社の運用成果のチェック・・委託会社のインベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定
- **コンプライアンス・マニュアル**
- **運用担当者服務規程**
- **リスク管理体制に関する規程**
- **デリバティブ取引に関するリスク管理規則**
- **運用にかかる各種マニュアル**

関係法人に関する管理体制
受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施
投資顧問会社・・定期的に運用報告を受け取り、必要に応じてレビューミーティング

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

①収益分配方針

ファンドは、毎決算時（原則として、毎年5月15日および11月15日。休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として次の方針により分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます）を含みます）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配

1) 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(ⅰ)信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、みなし配当等収益との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(ⅱ)売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 前記1)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払

1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います（原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いします）。

2) 前記1)の規定にかかわらず、別に定める契約(自動けいぞく投資契約)に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、別に定める契約に基づき受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3) 前記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。

4) 受益者が、収益分配金について前記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

① ファンドの信託約款で定める主な投資制限

ファンドの信託約款で定める投資制限は、下記の通りです。

投資制限の詳細につきましては、信託約款をご参照ください。

1) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

2) 株式への実質投資割合には制限を設けません。

3) 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

4）同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
5）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6）同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債券のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
7）投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
8）外国為替予約取引は信託約款の規定の範囲で行います。
9）デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。
10）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

② 法令等に基づく投資制限

同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主に海外の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。したがって、実質的に組入れられた株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

② 為替変動リスク

ファンドは円建で基準価額が表示される国内投信ですが、実質的な主要投資対象である海外の株式は外貨建であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、ファンドの基準価額は、当該株式の投資対象国の通貨と日本円の間で為替変動の影響を受けます。したがって、ファンドの基準価額は、円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落しファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

③ 信用リスク

ファンドが実質的に投資する株式について、発行体（企業）の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

④　流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、有価証券等を市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

①　ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

②　ブランド企業の株式への投資に関する留意点

・ファンドはブランド企業の株式を中心に投資しますので、消費関連セクターの比重が高くなる可能性があり、十分なセクター分散効果を図ることができない可能性があります。

・ファンドが投資するブランド企業には、日本人にとって知名度が高い企業ばかりではなく、日本では無名のブランド企業も含まれる可能性があります。

・ファンドはブランド企業中心に投資しますが、市場環境等の変化によっては、ブランド企業ではない企業の株式に投資する可能性があります。

③　収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

④　ファミリーファンド方式の留意点

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを他のファンド（ベビーファンド）が投資対象としている場合、当該他のファンドにおいて追加設定または一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果として当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

⑤　追加設定・一部解約によるファンドの資金流出入に関する留意点

ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）および一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、原則的に迅速に株式組入を行いますが、買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当するため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その場合には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。

⑥　規制の変更に関する留意点

・ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。

・将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

⑦　その他の留意点

・前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。

・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。また基準価額の正確性に合理

的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。

・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たにファンドを購入できなくなります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。

・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（登録金融機関は販売の窓口となります）。

・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。

・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。

・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他の費用等がかかります。

・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・ 運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・ 運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

（ご参考）

マザーファンドの投資顧問会社であるＣＰＲアセットマネジメントのリスク管理体制は下記の通りです。

ＣＰＲアセットマネジメントのリスクモニターおよびリスク管理は次の3段階で行っています。

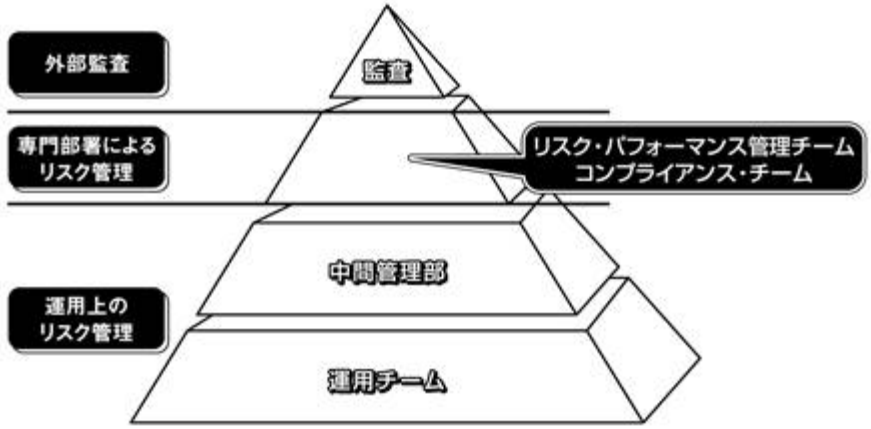

・運用上のリスク管理

ファンドの運用を担当するチームは、親会社であるアムンディの中間管理部・業務部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認を行います。

・専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスクおよび運用監査の3項目のチェックを行います。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。
また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

・外部監査等

クレディ・アグリコル エス・エー（アムンディの母体）およびアムンディの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

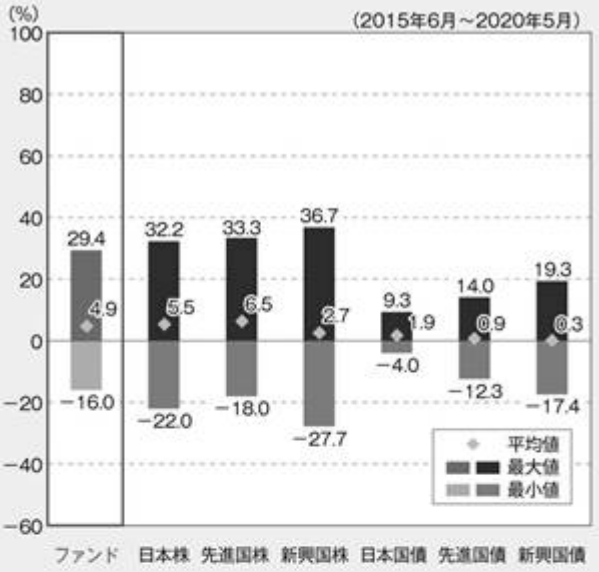

＊①のグラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

＊②のグラフは2015年6月から2020年5月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

＊年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

＊②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株	MSCIコクサイ・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（税引後配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債	NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.3%（税抜3.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。
申込手数料の詳細はお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

＜取得申込時にお支払いいただく金額＞

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.958%（税抜1.78%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

［信託報酬の配分］

支払先	料率(年率) 純資産総額 100億円以下の部分	100億円超200億円以下の部分	200億円超の部分	役務の内容
委託会社	0.90%（税抜）	0.80%（税抜）	0.70%（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.80%（税抜）	0.90%（税抜）	1.00%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.08%（税抜）			ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
委託会社がマザーファンドの投資顧問会社に支払う報酬額は、信託財産の日々の純資産総額に以下の報酬率を乗じて得た金額とし、毎計算期間末または信託終了のとき、委託会社の報酬から支払うものとします。

純資産総額	報酬率（年率）
100 億円以下の部分	0.90% 以内
100 億円超200 億円以下の部分	0.80% 以内
200 億円超の部分	0.70% 以内

◆上記信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

① 資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て、再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

② 信託事務等の諸費用および監査報酬

1)信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支払われます。

2)信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

③ ファンドの実質組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

＊その他の手数料等の合計額については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

＊ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2020年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税※または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税※が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）

※ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

＊公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	**15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）**

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

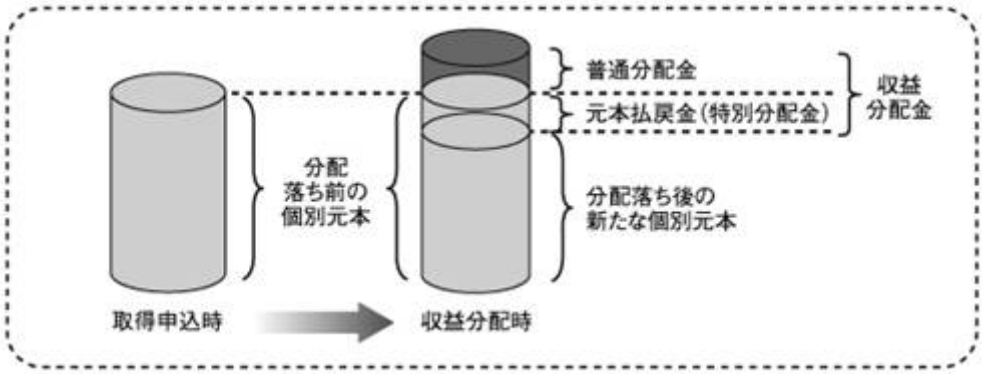

※上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は2020年5月末日現在の運用状況です。
また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（1）【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,421,868,166	98.25
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	25,223,387	1.74
合計（純資産総額）		1,447,091,553	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

＜参考情報＞
「CAグローバル・ブランド・マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	589,655,713	41.46
	ドイツ	78,784,414	5.54
	イタリア	21,457,188	1.50
	フランス	254,894,578	17.92
	イギリス	147,188,898	10.35
	スイス	185,242,436	13.02
	バミューダ	4,660,006	0.32
	オランダ	84,489,589	5.94
	スウェーデン	11,527,447	0.81
	小計	1,377,900,269	96.89
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	44,093,042	3.10
合計（純資産総額）		1,421,993,311	100.00

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	CAグローバル・ブランド・マザーファンド	464,056,190	2.8441	1,319,822,209	3.0640	1,421,868,166	98.25

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	98.25
合計		98.25

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

＜参考情報＞

「CAグローバル・ブランド・マザーファンド」

①投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	株式数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
1	スイス	株式	NESTLE 'R'	食品・飲料・タバコ	11,130	11,502.17	128,019,183	11,468.71	127,646,817	8.97
2	アメリカ	株式	AMAZON.COM	小売	448	256,873.04	115,079,122	258,190.28	115,669,246	8.13
3	フランス	株式	LVMH	耐久消費財・アパレル	1,141	39,432.02	44,991,946	46,079.48	52,576,691	3.69
4	フランス	株式	HERMES INTERNATIONAL	耐久消費財・アパレル	533	79,459.70	42,352,025	88,942.45	47,406,330	3.33
5	イギリス	株式	DIAGEO	食品・飲料・タバコ	11,541	3,572.34	41,228,446	3,914.93	45,182,278	3.17
6	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO	食品・飲料・タバコ	9,255	3,961.98	36,668,164	4,338.36	40,151,609	2.82
7	イギリス	株式	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	家庭用品・パーソナル用品	3,765	9,250.59	34,828,486	9,457.34	35,606,888	2.50
8	オランダ	株式	UNILEVER NV	食品・生活必需品小売り	5,948	5,283.41	31,425,755	5,507.37	32,757,895	2.30
9	アメリカ	株式	WALMART INC	食品・生活必需品小売り	2,420	13,271.35	32,116,673	13,300.38	32,186,933	2.26
10	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	929	33,284.83	30,921,612	34,221.42	31,791,701	2.23
11	フランス	株式	KERING	耐久消費財・アパレル	546	49,480.64	27,016,432	57,295.57	31,283,383	2.19
12	オランダ	株式	FERRARI NV	自動車・自動車部品	1,726	16,940.28	29,238,933	18,083.93	31,212,870	2.19
13	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	197	145,903.15	28,742,921	152,503.34	30,043,159	2.11
14	スイス	株式	LINDT & SPRUENGLI AG	食品・飲料・タバコ	34	865,952.79	29,442,395	874,316.79	29,726,771	2.09
15	スイス	株式	LINDT & SPRUENGLI AG-REG	食品・飲料・タバコ	3	8,988,512.00	26,965,536	9,289,616.00	27,868,848	1.95
16	フランス	株式	REMY COINTREAU SA	食品・飲料・タバコ	2,074	11,948.73	24,781,684	13,175.77	27,326,563	1.92
17	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE	食品・生活必需品小売り	813	32,231.04	26,203,837	33,286.98	27,062,320	1.90
18	フランス	株式	DANONE	食品・飲料・タバコ	3,629	7,200.21	26,129,588	7,409.88	26,890,476	1.89
19	イギリス	株式	UNILEVER PLC	家庭用品・パーソナル用品	4,574	5,445.65	24,908,438	5,738.54	26,248,123	1.84
20	ドイツ	株式	ADIDAS AG	耐久消費財・アパレル	878	23,260.13	20,422,396	28,472.06	24,998,477	1.75
21	フランス	株式	L'OREAL	家庭用品・パーソナル用品	805	28,757.98	23,150,175	30,997.62	24,953,088	1.75
22	アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア・娯楽	550	47,522.88	26,137,585	44,457.20	24,451,461	1.71
23	アメリカ	株式	COCA COLA	食品・飲料・タバコ	4,533	4,699.06	21,300,843	5,063.58	22,953,243	1.61
24	アメリカ	株式	LULULEMON ATHLETICA INC	耐久消費財・アパレル	736	25,545.90	18,801,783	30,583.68	22,509,590	1.58
25	アメリカ	株式	PEPSICO	食品・飲料・タバコ	1,518	14,310.09	21,722,720	14,225.14	21,593,768	1.51
26	ドイツ	株式	ZALANDO SE	小売	2,943	6,285.29	18,497,634	7,204.98	21,204,263	1.49
27	アメリカ	株式	MICROSOFT	ソフトウェア・サービス	1,073	19,412.39	20,829,495	19,505.94	20,929,875	1.47
28	オランダ	株式	HEINEKEN	食品・飲料・タバコ	2,049	8,534.47	17,487,135	10,014.06	20,518,824	1.44
29	フランス	株式	SEB SA	耐久消費財・アパレル	1,311	12,627.77	16,555,019	14,593.42	19,131,980	1.34
30	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE	家庭用品・パーソナル用品	1,500	12,237.98	18,356,983	12,479.93	18,719,897	1.31

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率

国内/外国	種類	業種	投資比率(%)
外国	株式	自動車・自動車部品	3.35
		耐久消費財・アパレル	20.12
		消費者サービス	0.92
		メディア・娯楽	8.40
		小売	12.23
		食品・生活必需品小売り	6.47
		食品・飲料・タバコ	32.18
		家庭用品・パーソナル用品	9.50
		ソフトウェア・サービス	1.47
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.23
合計			96.89

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価額比率をいいます。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2020年5月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たり純資産額(分配落)(円)	1口当たり純資産額(分配付)(円)
第9期計算期間末（2010年11月15日）	5,979,174,872	5,979,174,872	0.7155	0.7155
第10期計算期間末（2011年 5月16日）	5,572,466,763	5,572,466,763	0.7745	0.7745
第11期計算期間末（2011年11月15日）	4,371,852,813	4,371,852,813	0.6980	0.6980
第12期計算期間末（2012年 5月15日）	4,180,666,304	4,180,666,304	0.7743	0.7743
第13期計算期間末（2012年11月15日）	3,878,264,848	3,878,264,848	0.8084	0.8084
第14期計算期間末（2013年 5月15日）	3,879,052,123	4,622,662,122	1.0433	1.2433
第15期計算期間末（2013年11月15日）	3,511,240,904	3,717,598,744	1.0209	1.0809
第16期計算期間末（2014年 5月15日）	3,107,208,441	3,229,364,157	1.0175	1.0575
第17期計算期間末（2014年11月17日）	2,763,488,789	3,085,860,033	1.0287	1.1487
第18期計算期間末（2015年 5月15日）	2,663,346,860	2,890,506,691	1.0552	1.1452
第19期計算期間末（2015年11月16日）	2,542,389,477	2,616,144,186	1.0341	1.0641
第20期計算期間末（2016年 5月16日）	2,146,595,936	2,146,595,936	0.9187	0.9187
第21期計算期間末（2016年11月15日）	1,926,376,031	1,926,376,031	0.8664	0.8664
第22期計算期間末（2017年 5月15日）	2,149,555,934	2,149,555,934	1.0833	1.0833
第23期計算期間末（2017年11月15日）	1,959,226,973	1,959,226,973	1.1053	1.1053
第24期計算期間末（2018年 5月15日）	1,905,012,054	1,905,012,054	1.1452	1.1452
第25期計算期間末（2018年11月15日）	1,574,843,822	1,667,447,357	1.0204	1.0804
第26期計算期間末（2019年 5月15日）	1,566,445,280	1,612,403,145	1.0225	1.0525
第27期計算期間末（2019年11月15日）	1,539,817,163	1,599,800,586	1.0268	1.0668
第28期計算期間末（2020年 5月15日）	1,345,737,628	1,345,737,628	0.9284	0.9284
2019年 5月末日	1,556,206,669	－	1.0084	－
6月末日	1,616,960,104	－	1.0498	－
7月末日	1,629,269,445	－	1.0652	－
8月末日	1,580,916,565	－	1.0342	－
9月末日	1,581,849,679	－	1.0391	－
10月末日	1,607,837,731	－	1.0650	－
11月末日	1,595,887,760	－	1.0520	－
12月末日	1,620,851,846	－	1.0779	－
2020年 1月末日	1,585,188,544	－	1.0617	－

2月末日	1,464,065,330	―	0.9937	―
3月末日	1,304,182,232	―	0.8959	―
4月末日	1,367,525,869	―	0.9432	―
5月末日	1,447,091,553	―	0.9980	―

②【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第9期計算期間	自 2010年 5月18日 至 2010年11月15日	0.0000
第10期計算期間	自 2010年11月16日 至 2011年 5月16日	0.0000
第11期計算期間	自 2011年 5月17日 至 2011年11月15日	0.0000
第12期計算期間	自 2011年11月16日 至 2012年 5月15日	0.0000
第13期計算期間	自 2012年 5月16日 至 2012年11月15日	0.0000
第14期計算期間	自 2012年11月16日 至 2013年 5月15日	0.2000
第15期計算期間	自 2013年 5月16日 至 2013年11月15日	0.0600
第16期計算期間	自 2013年11月16日 至 2014年 5月15日	0.0400
第17期計算期間	自 2014年 5月16日 至 2014年11月17日	0.1200
第18期計算期間	自 2014年11月18日 至 2015年 5月15日	0.0900
第19期計算期間	自 2015年 5月16日 至 2015年11月16日	0.0300
第20期計算期間	自 2015年11月17日 至 2016年 5月16日	0.0000
第21期計算期間	自 2016年 5月17日 至 2016年11月15日	0.0000
第22期計算期間	自 2016年11月16日 至 2017年 5月15日	0.0000

第23期計算期間	自 2017年 5月16日 至 2017年11月15日	0.0000
第24期計算期間	自 2017年11月16日 至 2018年 5月15日	0.0000
第25期計算期間	自 2018年 5月16日 至 2018年11月15日	0.0600
第26期計算期間	自 2018年11月16日 至 2019年 5月15日	0.0300
第27期計算期間	自 2019年 5月16日 至 2019年11月15日	0.0400
第28期計算期間	自 2019年11月16日 至 2020年 5月15日	0.0000

③【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第9期計算期間	自 2010年 5月18日 至 2010年11月15日	7.0
第10期計算期間	自 2010年11月16日 至 2011年 5月16日	8.2
第11期計算期間	自 2011年 5月17日 至 2011年11月15日	△9.9
第12期計算期間	自 2011年11月16日 至 2012年 5月15日	10.9
第13期計算期間	自 2012年 5月16日 至 2012年11月15日	4.4
第14期計算期間	自 2012年11月16日 至 2013年 5月15日	53.8
第15期計算期間	自 2013年 5月16日 至 2013年11月15日	3.6
第16期計算期間	自 2013年11月16日 至 2014年 5月15日	3.6
第17期計算期間	自 2014年 5月16日 至 2014年11月17日	12.9
第18期計算期間	自 2014年11月18日 至 2015年 5月15日	11.3

第19期計算期間	自 2015年 5月16日 至 2015年11月16日	0.8
第20期計算期間	自 2015年11月17日 至 2016年 5月16日	△11.2
第21期計算期間	自 2016年 5月17日 至 2016年11月15日	△5.7
第22期計算期間	自 2016年11月16日 至 2017年 5月15日	25.0
第23期計算期間	自 2017年 5月16日 至 2017年11月15日	2.0
第24期計算期間	自 2017年11月16日 至 2018年 5月15日	3.6
第25期計算期間	自 2018年 5月16日 至 2018年11月15日	△5.7
第26期計算期間	自 2018年11月16日 至 2019年 5月15日	3.1
第27期計算期間	自 2019年 5月16日 至 2019年11月15日	4.3
第28期計算期間	自 2019年11月16日 至 2020年 5月15日	△9.6

（注）収益率は以下の計算式により算出しております。
（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100
なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第9期計算期間	自 2010年 5月18日 至 2010年11月15日	35,337,017	1,424,419,293	8,356,755,574
第10期計算期間	自 2010年11月16日 至 2011年 5月16日	60,229,160	1,221,806,497	7,195,178,237
第11期計算期間	自 2011年 5月17日 至 2011年11月15日	23,551,169	955,244,320	6,263,485,086
第12期計算期間	自 2011年11月16日 至 2012年 5月15日	13,023,579	877,128,939	5,399,379,726
第13期計算期間	自 2012年 5月16日 至 2012年11月15日	4,103,935	606,150,115	4,797,333,546

第14期計算期間	自 2012年11月16日 至 2013年 5月15日	49,310,501	1,128,594,048	3,718,049,999
第15期計算期間	自 2013年 5月16日 至 2013年11月15日	346,640,671	625,393,328	3,439,297,342
第16期計算期間	自 2013年11月16日 至 2014年 5月15日	191,515,174	576,919,604	3,053,892,912
第17期計算期間	自 2014年 5月16日 至 2014年11月17日	98,780,446	466,246,318	2,686,427,040
第18期計算期間	自 2014年11月18日 至 2015年 5月15日	154,941,960	317,370,875	2,523,998,125
第19期計算期間	自 2015年 5月16日 至 2015年11月16日	148,711,815	214,219,636	2,458,490,304
第20期計算期間	自 2015年11月17日 至 2016年 5月16日	44,472,519	166,343,405	2,336,619,418
第21期計算期間	自 2016年 5月17日 至 2016年11月15日	14,298,170	127,487,745	2,223,429,843
第22期計算期間	自 2016年11月16日 至 2017年 5月15日	6,781,864	245,982,640	1,984,229,067
第23期計算期間	自 2017年 5月16日 至 2017年11月15日	10,345,111	221,979,185	1,772,594,993
第24期計算期間	自 2017年11月16日 至 2018年 5月15日	19,843,742	128,974,267	1,663,464,468
第25期計算期間	自 2018年 5月16日 至 2018年11月15日	4,534,411	124,606,617	1,543,392,262
第26期計算期間	自 2018年11月16日 至 2019年 5月15日	45,684,730	57,148,137	1,531,928,855
第27期計算期間	自 2019年 5月16日 至 2019年11月15日	19,134,970	51,478,232	1,499,585,593
第28期計算期間	自 2019年11月16日 至 2020年 5月15日	36,661,289	86,696,345	1,449,550,537

（注）全て本邦内におけるものです。

（参考情報）

運用実績

TIARA

2020年5月末日現在

基準価額・純資産の推移

＊再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
＊基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	9,980円	純資産総額	14.5億円

分配の推移

決算日	分配金
24期(2018年 5 月15日)	0円
25期(2018年11月15日)	600円
26期(2019年 5 月15日)	300円
27期(2019年11月15日)	400円
28期(2020年 5 月15日)	0円
設定来累計	9,241円

＊分配金は1万口当たり・税引前です。
＊直近5期分を表示しています。

主要な資産の状況

[ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、組入上位10銘柄、組入上位5業種および組入上位5通貨はマザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。]

◆資産構成

資産	比率
株式	95.21%
現金等	4.79%
合計	100.00%

＊比率は純資産総額に対する実質投資割合です。
＊現金等には未払諸費用等を含みます。
＊四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。

◆その他資産

資産	比率
先物	0.00%

◆組入上位10銘柄 (CAグローバル・ブランド・マザーファンド)

	銘柄名	業種	比率
1	ネスレ	食品・飲料・タバコ	8.98%
2	アマゾン・ドット・コム	小売	8.13%
3	モエ ヘネシー・ルイ ヴィトン	耐久消費財・アパレル	3.70%
4	エルメス	耐久消費財・アパレル	3.33%
5	ディアジオ	食品・飲料・タバコ	3.18%
6	ブリティッシュ・アメリカン・タバコ	食品・飲料・タバコ	2.82%
7	レキット・ベンキーザー・グループ	家庭用品・パーソナル用品	2.50%
8	ユニリーバ(オランダ)	食品・生活必需品小売り	2.30%
9	ウォルマート	食品・生活必需品小売り	2.26%
10	アップル	テクノロジーハードウェアおよび機器	2.24%

＊比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

◆組入上位5業種 (CAグローバル・ブランド・マザーファンド)

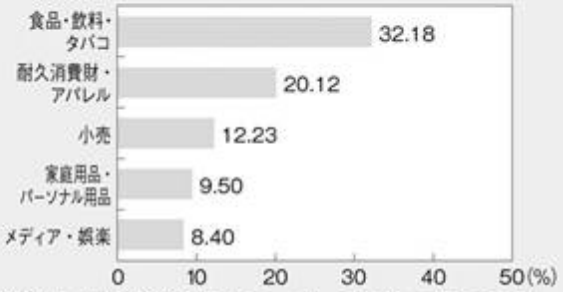

◆組入上位5通貨 (CAグローバル・ブランド・マザーファンド)

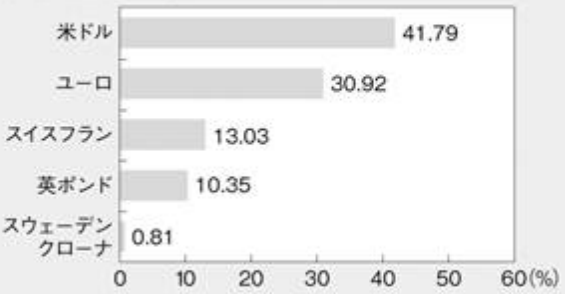

年間収益率の推移

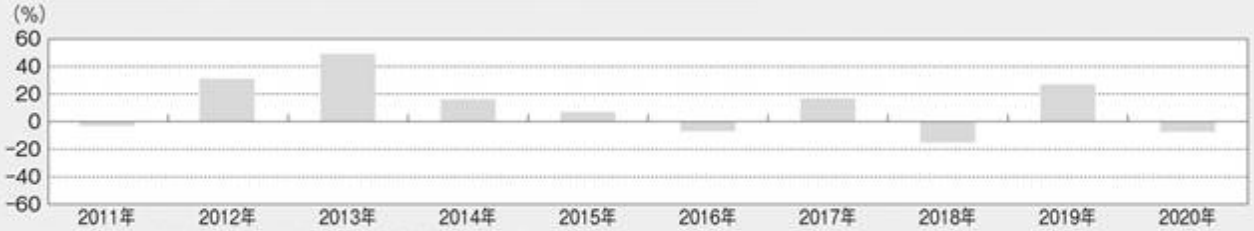

＊年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
＊ファンドにはベンチマークはありません。
＊2020年は年初から5月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

１）お申込みの受付場所

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所等において取扱っております。詳しくは販売会社（販売会社については、後記委託会社のお問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

２）申込手続きと申込価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める日までにお申込みの販売会社に支払うものとします。申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
ただし、受付日がユーロネクストの休業日あるいはフランスの祝休日のいずれかに該当する場合にはお申込みできません。

申込価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社により毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。
ファンドの申込価額について委託会社の照会先は以下の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： https://www.amundi.co.jp

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料になります。

＊ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

３）申込単位

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法および単位とします。
詳しくは、販売会社にお問合せください。

※ 取得申込者は、販売会社に取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

１）途中換金※の受付

※途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

(a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。

(b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

2）途中換金取扱期間と換金価額

(a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
換金の申込締切時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

(b) 途中換金の実行の請求日が、ユーロネクストの休業日あるいはフランスの祝休日のいずれかに該当する場合には、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。

(c) 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

(d) 換金代金は、換金請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

3）換金単位

販売会社が定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問合せください。

4）換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されます。
ファンドの換金価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： https://www.amundi.co.jp

5）途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

(a) 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中換金の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消すことができます。

(b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

6）換金制限

委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込みには制限を設ける場合があります。

7）受益権の買取

買取のお取扱については販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

8）買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

9）買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止すること、および既に受付けた受益権の買取を取消すことができます。

***買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。**

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

1）基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価および一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券（親投資信託）	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。

※　外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

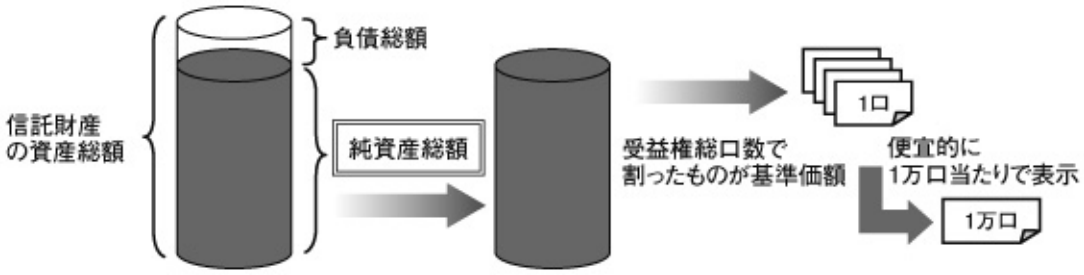

2）基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： https://www.amundi.co.jp

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は2006年7月28日から無期限とします。ただし、後記「(5) その他　1）信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

（４）【計算期間】

１）この信託の計算期間は、原則として毎年5月16日から11月15日および11月16日から翌年5月15日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2006年11月15日までとします。

２）各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

１）信託の終了

(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ⅰ．信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

ⅱ．信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合

ⅲ．やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

1）委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

2）前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

3）当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

4）委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

5）前記2）から4）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2）の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

＜信託の終了の手続＞

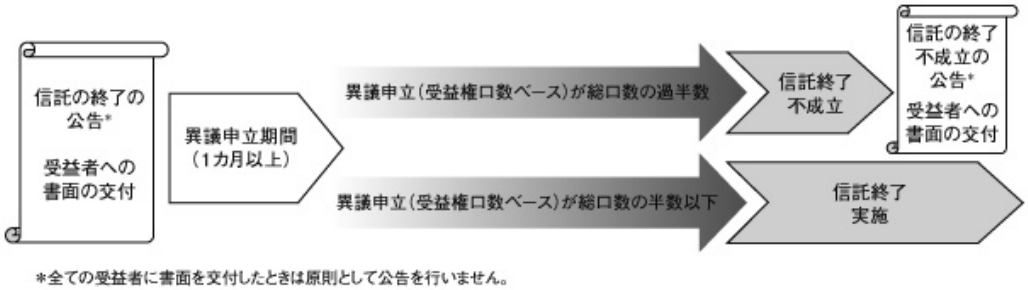

*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

(c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じた

ときは、この信託は、後記「２）信託約款の変更」の（c）の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。

(d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

２）信託約款の変更

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

(b) 前記(a)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

(c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。

(d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記（a）から（d）までの規定に従います。

＜信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続＞

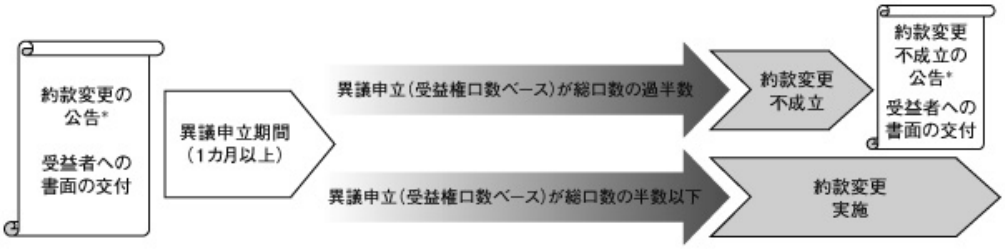

*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

３）反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

４）公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

５）運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社より交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： https://www.amundi.co.jp

6）関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要があるときは、契約の一部を変更することができます。投資顧問会社との「投資顧問契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、信託期間満了日または前記１）の信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても必要があるときは、契約の一部を変更することができます。

7）その他

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①　収益分配金に対する請求権

１）受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

２）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いします）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。

３）　受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②　償還金に対する請求権

１）受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

２）償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。

３）受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③　途中換金（買取）請求権

１）受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

２）換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

***買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。**

④　帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期計算期間(2019年11月16日から2020年5月15日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・りそなグローバル・ブランド・ファンド

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第27期計算期間末 （2019年11月15日）	第28期計算期間末 （2020年 5月15日）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	80,417,207	40,461,072
親投資信託受益証券	1,533,350,094	1,319,822,209
未収入金	5,000,000	－
流動資産合計	1,618,767,301	1,360,283,281
資産合計	1,618,767,301	1,360,283,281
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	59,983,423	－
未払解約金	3,397,405	－
未払受託者報酬	695,962	650,255
未払委託者報酬	14,789,226	13,817,962
未払利息	231	114
その他未払費用	83,891	77,322
流動負債合計	78,950,138	14,545,653
負債合計	78,950,138	14,545,653
純資産の部		
元本等		
元本	1,499,585,593	1,449,550,537
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	40,231,570	△103,812,909
(分配準備積立金)	6,938,696	6,544,302
元本等合計	1,539,817,163	1,345,737,628
純資産合計	1,539,817,163	1,345,737,628
負債純資産合計	1,618,767,301	1,360,283,281

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第27期計算期間 自 2019年 5月16日 至 2019年11月15日	第28期計算期間 自 2019年11月16日 至 2020年 5月15日
営業収益		
有価証券売買等損益	83,562,334	△128,527,885
営業収益合計	83,562,334	△128,527,885
営業費用		
支払利息	17,678	8,224
受託者報酬	695,962	650,255
委託者報酬	14,789,226	13,817,962
その他費用	84,306	81,150
営業費用合計	15,587,172	14,557,591
営業利益又は営業損失（△）	67,975,162	△143,085,476
経常利益又は経常損失（△）	67,975,162	△143,085,476
当期純利益又は当期純損失（△）	67,975,162	△143,085,476
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,615,075	△1,620,417
期首剰余金又は期首欠損金（△）	34,516,425	40,231,570
剰余金増加額又は欠損金減少額	499,508	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	499,508	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,161,027	2,579,420
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,161,027	2,330,072
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	249,348
分配金	59,983,423	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	40,231,570	△103,812,909

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第27期計算期間末 （2019年11月15日）	第28期計算期間末 （2020年 5月15日）
１．　期首元本額	1,531,928,855円	1,499,585,593円
期中追加設定元本額	19,134,970円	36,661,289円
期中一部解約元本額	51,478,232円	86,696,345円
２．　計算期間末日における受益権の総数	1,499,585,593口	1,449,550,537口
３．　元本の欠損	―	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は103,812,909円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第27期計算期間 自 2019年 5月16日 至 2019年11月15日		第28期計算期間 自 2019年11月16日 至 2020年 5月15日	
１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 当ファンドの投資対象である親投資信託の運用指図に係る権限を委託するために要する費用として、信託約款第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の90以内の率を乗じて得た額を支払っております。		１．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左	
２．分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額100,214,993円（１万口当たり668円）のうち59,983,423円（１万口当たり400円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。		２．分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は17,060,513円（１万口当たり117円）ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	
A　費用控除後の配当等収益額	8,626,175円	A　費用控除後の配当等収益額	0円
B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	1,996,406円	B　費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C　収益調整金額	33,292,874円	C　収益調整金額	10,516,211円
D　分配準備積立金額	56,299,538円	D　分配準備積立金額	6,544,302円
E　当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	100,214,993円	E　当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	17,060,513円
F　当ファンドの期末残存受益権口数	1,499,585,593口	F　当ファンドの期末残存受益権口数	1,449,550,537口
G　１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	668円	G　１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	117円
H　１万口当たり分配金額	400円	H　１万口当たり分配金額	0円
I　分配金額（F×H／10,000）	59,983,423円	I　分配金額（F×H／10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	第27期計算期間 自 2019年 5月16日 至 2019年11月15日	第28期計算期間 自 2019年11月16日 至 2020年 5月15日
１．金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項目	第27期計算期間末 （2019年11月15日）	第28期計算期間末 （2020年 5月15日）
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左

２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第27期計算期間末 （2019年11月15日）	第28期計算期間末 （2020年 5月15日）
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	79,484,102	△127,754,671
合計	79,484,102	△127,754,671

（デリバティブ取引等に関する注記）

第27期計算期間末（2019年11月15日）

該当事項はありません。

第28期計算期間末（2020年 5月15日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第27期計算期間（自 2019年5月16日　至 2019年11月15日）

該当事項はありません。

第28期計算期間（自 2019年11月16日　至 2020年5月15日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第27期計算期間末 （2019年11月15日）	第28期計算期間末 （2020年 5月15日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0268円 （10,268円）	0.9284円 （9,284円）

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ＣＡグローバル・ブランド・マザーファンド	464,056,190	1,319,822,209	
	小計		464,056,190	1,319,822,209	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	98.1%	100.0%	
	親投資信託受益証券　合計			1,319,822,209	
合計				1,319,822,209	

（注）組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「CAグローバル・ブランド・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「CAグローバル・ブランド・マザーファンド」の状況
なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（2019年11月15日）	（2020年 5月15日）
資産の部		
流動資産		
預金	26,755,640	22,836,226
コール・ローン	14,985,469	19,238,860
株式	1,495,412,737	1,276,437,954
未収配当金	1,422,651	1,370,788
流動資産合計	1,538,576,497	1,319,883,828
資産合計	1,538,576,497	1,319,883,828
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,000,000	―

未払利息	43	54
その他未払費用	―	10,800
流動負債合計	5,000,043	10,854
負債合計	5,000,043	10,854
純資産の部		
元本等		
元本	491,625,884	464,072,588
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	1,041,950,570	855,800,386
元本等合計	1,533,576,454	1,319,872,974
純資産合計	1,533,576,454	1,319,872,974
負債純資産合計	1,538,576,497	1,319,883,828

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます）の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には、入金時に計上しております。
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2019年11月15日）	（2020年 5月15日）
１．本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	516,056,017円	491,625,884円
同期中における追加設定元本額	74,197円	48,780円

同期中における一部解約元本額	24,504,330円	27,602,076円
同期末における元本の内訳 アムンディ・りそなグローバル・ブランド・ファンド	491,552,893円	464,056,190円
ＣＡりそな グローバル・ブランド・ファンドＶＡ（適格機関投資家専用）	72,991円	16,398円
合計	491,625,884円	464,072,588円
２．本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	491,625,884口	464,072,588口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年 5月16日 至 2019年11月15日	自 2019年11月16日 至 2020年 5月15日
１．金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（３）注記表（金融商品に関する注記）Ⅰ.金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	同上	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項目	（2019年11月15日）	（2020年 5月15日）
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 同左

３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（３）注記表（金融商品に関する注記）Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（2019年11月15日）	（2020年 5月15日）
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	80,220,479	△48,386,228
合計	80,220,479	△48,386,228

（注）当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（2019年5月16日から2019年11月15日及び2019年11月16日から2020年5月15日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

（2019年11月15日）

該当事項はありません。

（2020年 5月15日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 2019年5月16日　至 2019年11月15日）

該当事項はありません。

（自 2019年11月16日　至 2020年5月15日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	（2019年11月15日）	（2020年 5月15日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	3.1194円 （31,194円）	2.8441円 （28,441円）

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表

①　株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	

米ドル	CALLAWAY GOLF CO	7,104	11.50	81,696.00	
	HELEN OF TROY LTD	240	164.18	39,403.20	
	LULULEMON ATHLETICA INC	736	237.57	174,851.52	
	NIKE 'B'	718	86.55	62,142.90	
	V F	1,171	55.44	64,920.24	
	STARBUCKS	1,560	74.19	115,736.40	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	1,913	72.96	139,572.48	
	ALPHABET INC-CL A	197	1,356.86	267,301.42	
	ELECTRONIC ARTS INC	1,383	117.12	161,976.96	
	FACEBOOK INC-CLASS A	655	206.81	135,460.55	
	NETFLIX INC	550	441.95	243,072.50	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWRE	1,153	131.53	151,654.09	
	AMAZON.COM	448	2,388.85	1,070,204.80	
	BOOKING HOLDINGS INC	90	1,382.51	124,425.90	
	TJX COS.	3,058	44.74	136,814.92	
	COSTCO WHOLESALE	813	299.74	243,688.62	
	WALMART INC	2,420	123.42	298,676.40	
	BROWN-FORMAN CORP	1,848	65.56	121,154.88	
	COCA COLA	4,533	43.70	198,092.10	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC	2,936	49.52	145,390.72	
	MONSTER BEVERAGE CORP	1,745	64.99	113,407.55	
	PEPSICO	1,518	133.08	202,015.44	
	THE HERSHEY COMPANY	750	131.03	98,272.50	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	1,688	67.06	113,197.28	
	ESTEE LAUDER COS.'A'	797	164.19	130,859.43	
	PROCTER & GAMBLE	1,500	113.81	170,715.00	
	MICROSOFT	1,073	180.53	193,708.69	
	APPLE INC	929	309.54	287,562.66	
小計	銘柄数	28		5,285,975.15	
				(567,872,310)	
	組入時価比率	43.0%		44.5%	
ユーロ	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	1,181	47.08	55,601.48	
	DAIMLER AG (REGISTERED)	2,129	27.61	58,792.33	
	FERRARI NV	1,726	142.20	245,437.20	
	ADIDAS AG	878	195.25	171,429.50	
	ESSILORLUXOTTICA	550	107.50	59,125.00	
	HERMES INTERNATIONAL	533	667.00	355,511.00	
	KERING	546	415.35	226,781.10	
	LVMH	1,141	331.00	377,671.00	
	MONCLER SPA	3,925	31.12	122,146.00	
	PUMA SE	2,092	57.16	119,578.72	
	SALVATORE FERRAGAMO ITALIA SPA	3,327	10.56	35,133.12	
	SEB SA	1,311	106.00	138,966.00	
	SMCP SA	5,568	4.05	22,550.40	
	ZALANDO SE	2,943	52.76	155,272.68	
	UNILEVER NV	5,948	44.35	263,793.80	
	DANONE	3,629	60.44	219,336.76	
	HEINEKEN	2,049	71.64	146,790.36	
	PERNOD-RICARD	828	125.70	104,079.60	
	REMY COINTREAU SA	2,074	100.30	208,022.20	
	L'OREAL	805	241.40	194,327.00	
小計	銘柄数	20		3,280,345.25	
				(380,782,476)	
	組入時価比率	28.8%		29.8%	
英ポンド	BRITISH AMERICAN TOBACCO	9,255	29.89	276,678.22	
	DIAGEO	11,541	26.95	311,087.65	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	3,765	69.80	262,797.00	
	UNILEVER PLC	4,574	41.09	187,945.66	

小計	銘柄数	4		1,038,508.53 (136,387,325)	
	組入時価比率	10.3%		10.7%	
スイスフラン	LINDT & SPRUENGLI AG	34	7,765.00	264,010.00	
	LINDT & SPRUENGLI AG-REG	3	80,600.00	241,800.00	
	NESTLE 'R'	11,130	103.14	1,147,948.20	
小計	銘柄数	3		1,653,758.20 (182,492,217)	
	組入時価比率	13.8%		14.3%	
スウェーデンクローナ	HUSQVARNA AB	14,582	55.66	811,634.12	
小計	銘柄数	1		811,634.12 (8,903,626)	
	組入時価比率	0.7%		0.7%	
合計				1,276,437,954 (1,276,437,954)	

② 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

（有価証券明細表注記）

１．通貨種類毎の小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。

２．合計欄における(　)内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。

３．組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2020年5月末日現在

Ⅰ 資産総額	1,448,141,321円
Ⅱ 負債総額	1,049,768円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,447,091,553円
Ⅳ 発行済口数	1,449,924,518口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9980円
（1万口当たり純資産額）	（9,980円）

＜参考情報＞

「CAグローバル・ブランド・マザーファンド」

2020年5月末日現在

Ⅰ 資産総額	1,421,993,358円
Ⅱ 負債総額	47円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,421,993,311円
Ⅳ 発行済口数	464,090,991口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	3.0640円
（1万口当たり純資産額）	（30,640円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものはありません。

(4) 受益権の譲渡制限の内容

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託会社は、前記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書作成日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における主な資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

①委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。
取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。
取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

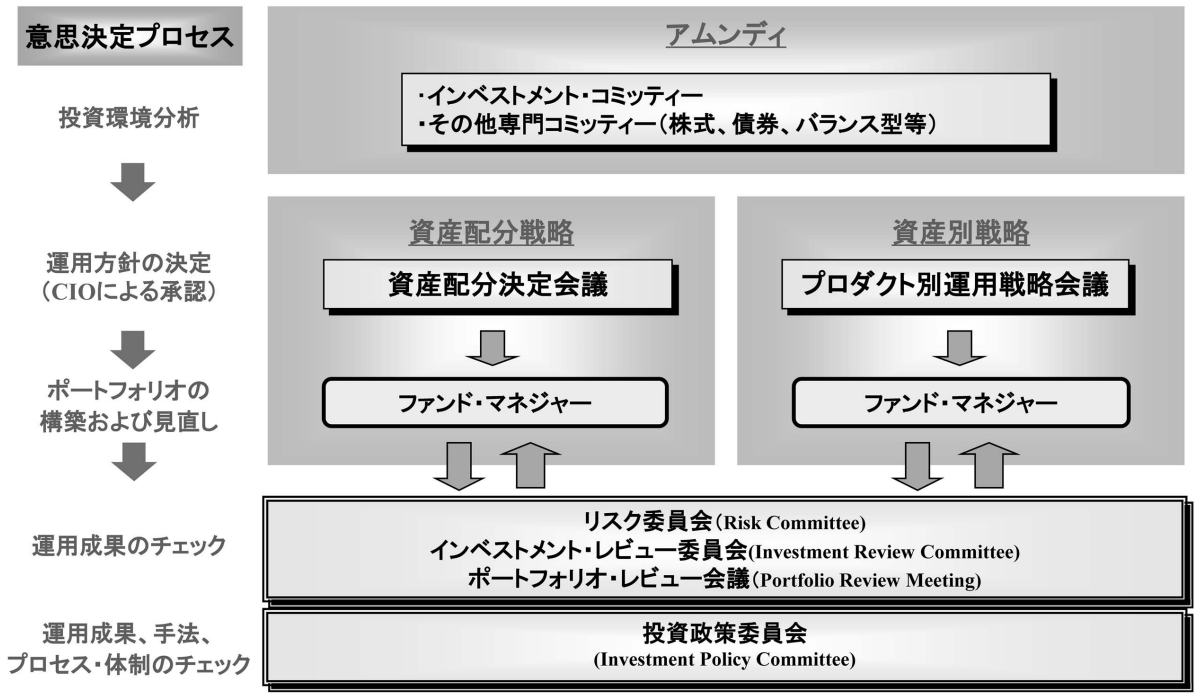

・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見通し、および運用戦略を決定します。
・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。

・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。
・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

①　事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

②　営業の概況

2020年5月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種　　類	本　数	純　資　産 （百　万　円）
単位型株式投資信託	10	45,570
追加型株式投資信託	163	1,449,906
合計	173	1,495,476

３【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第 38 期 (2018年12月31日)		第 39 期 (2019年 12月 31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		10,638,816		11,884,237
前払費用		60,736		61,331
未収入金		65,940		23,962
未収委託者報酬		3,362,163		3,054,280
未収運用受託報酬		834,156		904,894
未収投資助言報酬		4,292		1,826
未収収益	*1	849,057	*1	599,693
繰延税金資産		326,171		-
立替金		79,351		66,833
その他		874		5,692
流動資産合計		16,221,555		16,602,747
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	83,123	*2	73,689
器具備品(純額)	*2	81,044	*2	65,606
有形固定資産合計		164,167		139,295
無形固定資産				
ソフトウエア		33,524		35,884
商標権		835		515
無形固定資産合計		34,359		36,399
投資その他の資産				
金銭の信託		303,324		12,436
投資有価証券		119,938		112,329
関係会社株式		84,560		80,353
長期差入保証金		207,299		208,924
ゴルフ会員権		60		60
繰延税金資産		-		306,354
投資その他の資産合計		715,182		720,457
固定資産合計		913,708		896,151
資産合計		17,135,263		17,498,898

（単位：千円）

		第 38 期 (2018年12月31日)		第 39 期 (2019年 12月 31日)
負債の部				
流動負債				
預り金		95,842		98,933
未払償還金		686		686
未払手数料		1,699,255		1,508,031
関係会社未払金		397,289		322,769
その他未払金	*1	586,484	*1	260,957
未払費用		311,469		270,819
未払法人税等		168,056		41,981
未払消費税等		88,126		33,077
賞与引当金		656,427		695,889
役員賞与引当金		152,398		270,209
流動負債合計		4,156,033		3,503,352
固定負債				
繰延税金負債		5,479		-
退職給付引当金		55,750		83,903
賞与引当金		39,672		62,221

役員賞与引当金	112,090	122,154
資産除去債務	61,573	62,686
固定負債合計	274,565	330,965
負債合計	4,430,598	3,834,317
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835	2,618,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	8,779,534	9,729,098
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	7,179,534	8,129,098
利益剰余金合計	8,889,626	9,839,191
株主資本合計	12,708,462	13,658,026
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△3,796	6,555
評価・換算差額等合計	△3,796	6,555
純資産合計	12,704,665	13,664,581
負債純資産合計	17,135,263	17,498,898

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第 38 期 (自2018年 1月 1日 至2018年 12月 31日)	第 39 期 (自2019年 1月 1日 至2019年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	14,079,514	11,972,771
運用受託報酬	2,026,382	1,698,399
投資助言報酬	1,327	3,261
その他営業収益	1,777,330	1,604,713
営業収益合計	17,884,553	15,279,144
営業費用		
支払手数料	8,372,463	6,945,094
広告宣伝費	106,771	60,929
調査費	627,420	704,653
委託調査費	804,809	839,708
委託計算費	20,065	18,685
通信費	41,206	18,343
印刷費	181,299	82,708
協会費	28,774	27,840
営業費用合計	10,182,806	8,697,961
一般管理費		
役員報酬	168,290	197,670
給料・手当	2,136,270	2,288,550
賞与	1,000	5,256
役員賞与	77,093	27,960
交際費	16,006	13,910
旅費交通費	86,612	69,227
租税公課	114,831	97,199
不動産賃借料	189,354	189,518
賞与引当金繰入	625,996	717,005
役員賞与引当金繰入	81,615	262,793
退職給付費用	219,000	179,615
固定資産減価償却費	53,706	56,080

商標権償却	310	320
福利厚生費	330,201	305,849
諸経費	337,402	658,576
一般管理費合計	4,437,686	5,069,528
営業利益	3,264,061	1,511,654
営業外収益		
有価証券利息	54	19
有価証券売却益	321	1,039
役員賞与引当金戻入額	-	7,858
賞与引当金戻入額	-	74,090
受取利息	229	277
雑収入	9,596	10,367
営業外収益合計	10,200	93,650
営業外費用		
有価証券売却損	99	10,357
関係会社株式評価損	-	4,207
支払利息	75	-
為替差損	35,861	59,789
雑損失	0	2,533
営業外費用合計	36,035	76,885
経常利益	3,238,227	1,528,419
税引前当期純利益	3,238,227	1,528,419
法人税、住民税及び事業税	1,065,036	569,085
法人税等調整額	△13,580	9,770
法人税等合計	1,051,456	578,855
当期純利益	2,186,770	949,564

（３）【株主資本等変動計算書】

第38期（自2018年1月1日　至2018年12月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691
当期変動額					
当期純利益			2,186,770	2,186,770	2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			2,186,770	2,186,770	2,186,770
当期末残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	5,488	5,488	10,527,179
当期変動額			
当期純利益			2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9,284	△9,284	△9,284
当期変動額合計	△9,284	△9,284	2,177,486
当期末残高	△3,796	△3,796	12,704,665

第39期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462
当期変動額					
当期純利益			949,564	949,564	949,564
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			949,564	949,564	949,564
当期末残高	110,093	1,600,000	8,129,098	9,839,191	13,658,026

	評価･換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価･換算差額等合計	
当期首残高	△3,796	△3,796	12,704,665
当期変動額			
当期純利益			949,564
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,352	10,352	10,352
当期変動額合計	10,352	10,352	959,916
当期末残高	6,555	6,555	13,664,581

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　15年～18年

器具備品　　4年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

7. 未適用の会計基準等

(1)「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　平成30年3月30日）
「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。
ステップ1：顧客との契約を識別する。
ステップ2：契約における履行義務を識別する。
ステップ3：取引価格を算定する。
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(2)「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　令和元年7月4日）
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　令和元年７月4日）
「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　令和元年７月４日）

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。
・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2)適用予定日

2021年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を当会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

（貸借対照表関係）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第38期 (2018年12月31日)	第39期 (2019年12月31日)
未収収益	162,554　千円	329,758　千円
その他未払金	502,438　千円	115,320　千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第38期 (2018年12月31日)	第39期 (2019年12月31日)
建物	100,561　千円	111,313　千円
器具備品	207,284　千円	227,570　千円

（損益計算書関係）

第38期（自2018年1月1日　至2018年12月31日）

該当事項はありません。

第39期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第38期（自2018年1月1日　至2018年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第39期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第38期(2018年12月31日)

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金・預金	10,638,816	10,638,816	－
（2）未収委託者報酬	3,362,163	3,362,163	－
（3）未収運用受託報酬	834,156	834,156	－
（4）未収収益	849,057	849,057	－
（5）金銭の信託	303,324	303,324	－
（6）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	119,938	119,938	－
資産計	16,107,455	16,107,455	－
（1）未払手数料	1,699,255	1,699,255	－
負債計	1,699,255	1,699,255	－

第39期(2019年12月31日)

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（1）現金・預金	11,884,237	11,884,237	－
（2）未収委託者報酬	3,054,280	3,054,280	－
（3）未収運用受託報酬	904,894	904,894	－
（4）未収収益	599,693	599,693	－
（5）金銭の信託	12,436	12,436	－
（6）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	112,329	112,329	－
資産計	16,567,869	16,567,869	－
（1）未払手数料	1,508,031	1,508,031	－
負債計	1,508,031	1,508,031	－

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)金銭の信託及び(6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

（単位：千円）

区分	第38期(2018年12月31日)	第39期(2019年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	84,560	80,353

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期(2018年12月31日)

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金・預金	10,638,816	-	-	-
未収委託者報酬	3,362,163	-	-	-
未収運用受託報酬	834,156	-	-	-
未収収益	849,057	-	-	-
合計	15,684,192	-	-	-

第39期(2019年12月31日)

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金・預金	11,884,237	-	-	-
未収委託者報酬	3,054,280	-	-	-
未収運用受託報酬	904,894	-	-	-
未収収益	599,693	-	-	-
合計	16,443,104	-	-	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第38期(2018年12月31日)

該当事項はありません。

第39期(2019年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額　80,353千円、前事業年度の貸借対照表計上額　84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第38期(2018年12月31日)

区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	6,194	7,948	1,754
	小計	6,194	7,948	1,754
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	422,541	415,315	△7,226
	小計	422,541	415,315	△7,226
合計		428,735	423,263	△5,472

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第39期(2019年12月31日)

区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	115,317	124,765	9,448
	小計	115,317	124,765	9,448

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		115,317	124,765	9,448

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第38期（自2018年4月1日　至2018年12月31日）

該当事項はありません。

第39期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第38期（自2018年1月1日　至2018年12月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
金銭の信託	-	-	-
投資信託	2,781	321	99

第39期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
金銭の信託	288,000	-	10,006
投資信託	17,380	1,039	352

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度でありますが、年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第38期（自2018年 1月 1日 至2018年12月31日）	第39期（自2019年 1月 1日 至2019年12月31日）
退職給付引当金の期首残高	2,767	55,750
退職給付費用	179,620	141,335
退職給付の支払額	△ 11,320	-

制度への拠出額	△115,316	△113,182
退職給付引当金の期末残高	55,750	83,903

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第38期 (2018年12月31日)	第39期 (2019年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	746,598	774,860
年金資産	692,897	696,922
	53,700	77,938
非積立型制度の退職給付債務	2,050	5,966
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	55,750	83,903
退職給付に係る負債	55,750	83,903
退職給付に係る資産	-	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	55,750	83,903

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　前事業年度　179,620千円　　当事業年度　141,335千円

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額　　前事業年度39,380千円、当事業年度38,280千円であります。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2018年12月31日)	第39期 (2019年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	84,650　千円	72,014　千円
繰延資産償却額	-　千円	4,895　千円
未払事業税	32,910　千円	11,331　千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	213,145　千円	246,218　千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	10,046　千円	17,307　千円
減価償却資産	4,237　千円	4,283　千円
資産除去債務	18,854　千円	19,194　千円
その他有価証券評価差額金	1,676　千円	-　千円
未払事業所税	2,417　千円	1,433　千円
その他	2,834　千円	10,453　千円
繰延税金資産小計	370,769　千円	387,128　千円
評価性引当額	△ 44,597　千円	△ 75,184　千円
繰延税金資産合計	326,171　千円	311,944　千円
繰延税金負債		
繰延資産償却額	△ 1,838　千円	-　千円

資産除去債務会計基準適用に伴う有形固定資産計上額	△ 3,642 千円	△ 2,697 千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	△ 2,893 千円
その他	- 千円	- 千円
繰延税金負債合計	△ 5,479 千円	△ 5,590 千円
繰延税金資産の純額	320,692 千円	306,354 千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第38期 (2018年12月31日)	第39期 (2019年12月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		3.53%
評価性引当金額		2.00%
過年度法人税等		0.57%
住民税均等割等		0.25%
その他		0.90%
税効果会計適用後の法人税などの負担率		37.87%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第38期（自2018年1月1日　至2018年12月31日）

該当事項はありません。

第39期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

企業結合に関する重要な後発事象

当社は、2019年11月21日付け吸収合併契約に基づき、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を2020年1月1日付けで吸収合併致しました。

1．取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称　アムンディ・ジャパンホールディング株式会社

事業の内容　有価証券の保有及び運用等に付帯関連する一切の業務

(2) 企業結合日

2020年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

アムンディ・ジャパン株式会社を吸収合併存続会社、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社はその傘下に、当社とアムンディ・ジャパン証券株式会社を擁していましたが、2016年4月に当社がアムンディ・ジャパン証券株式会社と合併し、正式に持株会社としての役割を終えたためであります。

2. 実施予定の会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3．事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第38期 （自2018年 1月 1日 至2018年12月31日）	第39期 （自2019年 1月 1日 至2019年12月31日）
期首残高	60,483 千円	61,573 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	1,091 千円	1,112 千円
期末残高	61,573 千円	62,686 千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第38期（自2018年1月1日　至2018年12月31日）及び第39期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第38期（自2018年1月1日　至2018年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
15,251,769	1,392,882	1,239,902	17,884,553

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ　プロテクト&スイッチファンド	2,436,481	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの付帯業務
日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）	1,940,743	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの付帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第39期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
12,851,173	1,259,454	1,168,517	15,279,144

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ　プロテクト&スイッチ ファンド	2,038,639	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの付帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第38期（自2018年1月1日　至2018年12月31日）

1．関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ｱﾑﾝﾃﾞｨ ｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ	ﾌﾗﾝｽ ﾊﾟﾘ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接 100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	720,243	未収収益	162,554
								委託調査費等の支払など *2	593,092	その他未払金	502,438

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	ｱﾑﾝﾃﾞｨ・ﾙｸｾﾝﾌﾞﾙｸﾞ・ｴﾇ・ｴｰ	ﾙｸｾﾝﾌﾞﾙｸﾞ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	512,886	未収運用受託報酬	120,829
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	881,652	未収収益	634,534

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ　アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト　パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト　パリに上場）

第39期（自2019年1月1日　至2019年12月31日）

1．関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ｱﾑﾝﾃﾞｨ ｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ	ﾌﾗﾝｽ ﾊﾟﾘ市	1,086,263(千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	683,567	未収収益	329,758
								委託調査費等の支払など *2	492,740	その他未払金	115,320

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	ｱﾑﾝﾃﾞｨ・ﾙｸｾﾝﾌﾞﾙｸﾞ・ｴｽ・ｴｰ	ﾙｸｾﾝﾌﾞﾙｸﾞ	17,786(千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	485,429	未収運用受託報酬	141,037
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	711,885	未収収益	160,701

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ　アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト　パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト　パリに上場）

（1株当たり情報）

	第38期（自2018年 1月 1日 至2018年12月31日）	第39期（自2019年 1月 1日 至2019年12月31日）
1株当たり純資産額	5,293.61 円	5,693.58 円
1株当たり当期純利益金額	911.15 円	395.65 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第38期 （自2018年 1月 1日 至2018年12月31日）	第39期 （自2019年 1月 1日 至2019年12月31日）
当期純利益（千円）	2,186,770	949,564
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,186,770	949,564
期中平均株式数（千株）	2,400	2,400

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

・名称　　株式会社りそな銀行
・資本金の額　279,928百万円（2020年3月末日現在）
・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

・名称　　株式会社りそな銀行
・資本金の額　279,928百万円（2020年3月末日現在）
・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

・名称　　株式会社埼玉りそな銀行
・資本金の額　70,000百万円（2020年3月末日現在）
・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

・名称　　株式会社関西みらい銀行
・資本金の額　38,971百万円（2020年3月末日現在）
・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

・名称　　ＣＰＲアセットマネジメント
・資本金の額　53,445,705ユーロ（2019年12月末日現在）
・事業の内容　フランス籍の会社であり、内外の有価証券にかかる投資顧問業務及びその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

＜再信託受託会社の概要＞

・名称　　株式会社日本カストディ銀行
・資本金の額：　51,000百万円（2020年7月27日現在）
・事業の内容：　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
・再信託の目的：　原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱および販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社よりマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託され、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、後記の通り提出されています。

書類名	提出年月日
有価証券届出書	2020年2月14日
有価証券報告書	2020年2月14日

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年２月28日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久　保　直　毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

企業結合等関係に記載されているとおり、会社は、2020年１月１日付で、会社を存続会社とし、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を消滅会社として合併した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2020年６月17日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　久保　直毅

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・りそなグローバル・ブランド・ファンドの2019年11月16日から2020年５月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・りそなグローバル・ブランド・ファンドの2020年５月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。